

## 滞納整理強化及び納付推進月間

11月・12月は滞納整理強化及び納付推進月間です

滞納整理のため財産の差押えを行っております。  
財産を差押えられると次のようになります。

### 預貯金（銀行等口座）

預貯金の口座を差押えられた場合、預貯金の引き出しができなくなり、金融機関から直接取り立てを行い滞納税にあてます。

また金融機関と融資等の取引がある場合は、融資残額の一括返済を求められたり、新たな取引ができなくなる可能性があります。

### 給 与

お勤めの会社へ直接給与支払いの調査を行います。差押えた給与のうちから法律に基づき毎月一定額を給与支払い者（お勤めの会社等）から直接取り立てて滞納税にあてます。

### 自動車

差押えられた場合、タイヤをロックされ運行ができなくなります。またそれでも納付がない場合は自動車の公売を実施し、売却代金を滞納税にあてます。

### 動産（軽自動車・テレビ・宝石类等）

自宅等を搜索し動産の差押えを行います。納付がない場合はインターネット公売を実施し、売却代金を滞納税にあてます。

### 不動産

管轄の法務局にてあなたの所有する不動産の差押えを行います。差押えられた場合、不動産の売却・所有権移転等が制約を受けます。

また納付がない場合は、差押え物件の公売を実施し、売却代金を滞納税にあてます。

納税相談も受付けておりますので、お早めにご相談ください。

納税課 収納係・管理係 ☎ 973-1099  
納税課 滞納整理係 ☎ 973-5120  
FAX 973-5967

## ネットでも便利 e-Tax

入札参加資格等のための「納税証明書」  
取得にはe-Taxをご利用ください

納税証明書の取得には「国税電子申告・納税システムe-Tax」を利用すると大変便利でお得です。

- ①自宅やオフィスのパソコンでラクラク申請・ラクラク取得
- ②有効期間内であれば、何度でもダウンロード可能
- ③手数料が370円（通常は400円）と安価

※e-Taxでは、納税証明書の電子申請・書面発行サービスも開始しています。  
※「国税電子申告・納税システムe-Tax」の利用には、開始届出が必要です。

利用までの手続きは沖縄税務署（☎938-0034）へお問い合わせいただくか、e-Taxのホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

## 事業主の皆様へ 耐用年数の変更について

＊減価償却資産の耐用年数表が大きく変更になりました。

平成20年税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に、機械及び装置については390区分を55区分へ見直す全面改正が行われました。

### ＜耐用年数省令改正に伴う今後の申告方法＞

固定資産税（償却資産）においては、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、既存資産を含めて平成21年度分から改正後の耐用年数が適用となりますのでご注意ください。

従って、平成21年度の評価額の計算は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。（取得当時に遡及して再計算するものではありません。）

耐用年数変更の記載方法及び詳細につきましては、11月中旬のホームページをご参照ください。

### 【関連サイト】

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>  
法令データ提供システム → 法令名検索  
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

## 家屋を取り壊したときの 届出について

家屋の全部または一部を取り壊したときは、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。地方税法の規定により賦課期日（毎年1月1日）が定められており、届出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税を課税される場合がありますので、早めに届出をお願いします。

### 【お問い合わせ】

資産税課 ☎973-5394